

J. R. コモンズの集团的民主主義論

——構成的権力の観点からの現代的刷新——

北 川 亘 太

I はじめに

アメリカの経済学者、ジョン・ロジャーズ・コモンズ（John Rogers Commons, 1862-1945）の制度経済理論がもつ意義として、取引概念の提示、経済と法と倫理の連関を論じた点、プラグマティズムに立脚する点などが挙げられる。これらさまざまな意義の中でも、本稿は、コモンズの規範的議論に注目する。規範的議論とは、「政治経済はかくあるべきである」という将来に向けた指針を含む議論である。

コモンズが行った規範的議論は、彼自身の言葉を用いて端的に表現すると、「集团的民主主義」（collective democracy）論である。集团的民主主義は、集団間の交渉、討議によって実効的な規則を創出し、また改廃する過程である。この過程には、政治領域はもちろんのこと、経済領域が含まれる。経済領域を政治的な過程を経ながらコントロールすることを、コモンズは、「産業の立憲政体」（constitutional government in industry）と表現した。また、集团的民主主義をコモンズの3つの取引概念の一つである「割当取引」の用語で言い換えると、それは「集团的交渉」（collective bargaining）である。コモンズは、アメリカ資本主義がファシズムや共産主義に席捲されることを防ぐために、集团的民主主義への指針を示す規範的議論を展開した。この議論には、今日においてなおも注目すべき意義が含まれている一方で、今日の政治経済状況に鑑みて、刷新が必要な点も見受けられる。

本稿の大きな目的は、コモンズの規範的議論を今日時点の政治経済状況に見合うように刷新することである。そのために、アントニオ・ネグリとフレデリック・ロルドンの着想をコモンズの制度経済理論に接合することを試みる。コモンズの規範的議論を刷新するうえでこの2人に着眼する理由は、コモンズ、ネグリ、ロルドンの議論が、接合を可能にする大きな共通点をもつからである。その共通点とは、「構成的権力」（constituent power）という権力観である。

この目的を達成するために、本稿では、Ⅱ節において、コモンズのいう集团的民主主義とは何かを確認する。さらにⅢ節では、集团的民主主義が諸価値の形成過程の中で果たす役割を『制度経済学』10章から読み取る。その重要性和限界を踏まえて、Ⅳ節において、コモンズの規範的議論の今日的意義を検討する。この節では、集团的民主主義論について、今日の時点からみて色褪せた着想、その反対に、今日までの経済理論の発展の中では汲みつくされていない意義を明らかにする。Ⅴ節においては、コモンズの制度経済理論の現代的刷新を図る。この節では、今日なおも意義をもつ制度経済理論のエッセンスを基礎として、そこにネグリの価値論とロルドンの政策提言を取り込む。

Ⅱ コモンズの集团的民主主義論

集团的民主主義の特徴は、コモンズの時代までに現れてきた他の3つの経済理論と対比させることによって浮き彫りになる。コモンズによ

れば、集团的民主主義を含めた以下の4つの経済理論は、大恐慌期において競合しているという (Commons [1935] p. 215)。

(1) 自然人の平等と自由にもとづき、またフランス革命、現代の心理学的、数理的経済学をもたらした、アダム・スミス以来の個人主義的民主主義 (individualistic democracy) の学派 (2) 1924年にリンデマンによって示され、最近では農務長官のヘンリー・A. ウォーレスが彼の著作『新開地』(New Frontiers)、そして私自身が『制度経済学』で示した、集团的民主主義の理論。ウォーレスとリンデマンは、アメリカにおける農業従事者の経験から彼らの集团的民主主義を導き出した。私はアメリカの労働組合の経験から私自身の集团的民主主義を導き出した (3) イタリアのパレート、オーストリアのシュパンによって示され、政治の専門家であるムッソリーニ、ヒトラー、ヒューイ・ロングによってなぞられた、ファシストの理論 (fascistic theory) (4) これらすべての理論は、マルクスの世界規模のファシスト独裁、それに続くプロレタリア独裁にむかう歴史的傾向の中に位置づけられる。

集团的民主主義と対比される「個人主義的民主主義の学派」とは、一方的な集团的行動を非難する立場をとるものである。したがって、この用語は、アダム・スミスが集团的行動の存在を見落としていたことを含意しない。コモنز は、次のように明記している (Commons [1950] p. 31)。

一方的な集团的行動は、ロシアにおいては「プロレタリアート」の独裁となった。イタリア、ドイツ、日本においては、資産家の独裁となった。私は双方向の集团的行

動を「集团的民主主義」と名づける。スミスとヴェブレンは一方的な集团的行動を非難した点で正しかった。それは独占であり、ただで何かを得ることである。

コモنزが擁護したのは、彼の時代に活発になってきた双方向の集团的行動であった。彼は、これを擁護し、しかも適切に方向づけるために、「個人と国家を媒介する制度を創る」ことを試みたのである (Bazzoli [2000] p. 169)。

集团的民主主義に関するコモنزの研究仮説は以下の通りである (Commons [1950] p. 25)。

その仮説は、あらゆる「適正な」(reasonable) ものは立憲的 (constitutional) であるということであり、そして適正さ (reasonableness) は、政治家や法律家に代わって、対立する組織化された経済的利害の代表者が個人の行動をコントロールする集团的行動のワーキング・ルールに自発的に賛成するときに、実際上で最もよく確かめられるというものである。適正さは、理想的でないかもしれないし、論理的ではなく、しかも革命的でもない。適正さは、その集团的意志を諸個人およびお互いに課すために組織化された、対立する経済的利害の置かれる現実の環境のもとにおいてなすべき、ベスト・プラクティスが何であるかについての、調査と交渉を通じて発見されるものである。

このように、集团的民主主義は、各集団の代表間の交渉によって「適正な価値」(reasonable value) を導く過程である。「交渉」(negotiation) には、次の3つが含意されている。

第1に、集団間の交渉力 (bargaining power) の拮抗である。交渉力とは、留保力 (power to withhold) である。留保するものは、労働者にとっては自身の労働力であり、その方法はスト

ライキである。経営者にとって、留保の方法は、ロックアウトと解雇である。コモンズは、組織化された集团的行動を通じてしか、労働者たちは経営者側と拮抗しうる留保力を確保することができないと考えていた。

第2に、相手側の動機を認識し、それを自らの動機を満たすために利用しあうことである (Commons [1934a] p. 860)。例えば、一方で労働者側の動機は、安全な職場を希求することであり、他方で経営者の主な動機は、利潤である。

第3に、長い時間をかけて、相互信頼という討議のインフラストラクチャーを形成することである。コモンズによれば、政労使の各代表は、ウィスコンシン州の労働災害防止法などの実施において、十数年にわたって協力関係を築いてきた。さらに、そこでの代表間の信頼関係が、労働行政の不文法として新法を実現する際に非常に重要な基盤となったという (*ibid.*, pp. 847-8)。

このようにコモンズは、交渉が、立法草案の作成といった、いわゆる政治領域のみならず、経済的利害に関わる対立の調査と裁定、労使交渉といった、経済領域のワーキング・ルールの策定にも有効であることを主張する。これが「産業の立憲政体」(constitutional government in industry)である。コモンズは、集团的民主主義論において、政治から経済へと民主主義を拡張したのである (Bazzoli [2000] p. 169)。

……労働者の主権への参加が結果として政治的領域から経済的領域への民主主義的拡張をもたらす限りにおいて、その形態が労働者の主権への参加をますます高めることになるのであるから、集团的交渉は、資本主義のレギュレーションにおいて、またコモンズが適正な資本主義と呼ぶものの可能性において、鍵となる要素である。

以上のように、集团的民主主義とは、政治と経済にまたがる、ワーキング・ルールの共同的な策定の過程である。

Ⅲ 適正な価値の形成過程における集团的民主主義の位置づけ

1 割当取引と諸価値の形成

コモンズは、集团的民主主義を、適正な価値を導く過程として重要視した。ただし、彼は、あらゆる価値が集団の交渉力に応じて決定されるとは考えていなかった。したがって、集团的民主主義は、諸価値を適正さに至らしめる諸要素の一つであって、すべてではない。本節では、集团的民主主義が諸価値の調整体系の中で果たす役割と限界を明らかにする。

集团的民主主義は、コモンズの3つの取引概念に当てはめるならば、「割当取引」の形成過程の一つである¹⁾。割当取引と価値形成との関連は、『制度経済学』10章1節「ヴェブレン」および7節「集团的行動」の4項から5項にかけて論じられている。この連関を読み解く視点の一つが、「コモン・ロー方式」と割当取引の「補正性」である。

まず、コモン・ロー方式とは、「その時代の大部分の人々の慣習の変化を取り入れ、さらにそれらを、正当化の理性的プロセスによって、個人的行動のコントロールにおける将来の集团的行動のためのワーキング・ルールに定式化することである」(Commons [1934a] p. 682)。この「理性的プロセス」とは、目的をもった人間意志による「人為的淘汰」である。その結果がワーキング・ルールの制定、改廃となって表れる。

1) コモンズの3つの取引概念のうち、「交渉取引」とは、非常に単純化していえば、市場における売買であり、「管理取引」とは、労働契約から始まる労働の管理である (より詳しい定義は、宇仁 [2013] 1-2ページを参照)。両取引の複合性が適正な価値を形成する理路についても、同上論文を参照のこと。

コモنزのいう「制度」とは、主にワーキング・ルールのことを指すため、コモン・ロー方式は、集团的民主主義における制度的進化の一般的メカニズムといえる。この方式の典型例は、その名の通り、裁判官の決定である。裁判官は、係争を調査したうえで、自身の「習慣的前提」にもとづいて決定を下す。また、行政委員会による調査、その内部での交渉、調整、妥協もコモン・ロー方式を体現する過程である（cf., 高橋 [2013]）。

次に、割当取引の「補足性」について論じる²⁾。コモنزの3つの取引概念である交渉取引、管理取引、割当取引の関係は、宇仁 [2013] 表1によって、複合性と補足性の観点から整理されている。このうち割当取引とは、継続的事業体の政策決定者による、そのコンサーンのワーキング・ルールの設定である（Commons [1934a] p. 59, pp. 67-8）。割当取引を「補足性」という視点から捉えると、この取引は、交渉取引と管理取引を補足し、さまざまな価値を適正さに至らしめる権威的取引である。

諸価値の形成過程における割当取引の大きな目的は、「安定化」である（Commons [1934a] p. 805; [1934b] p. 190 ff.）。その目的とは、具体的にみると、平均物価の安定、通貨価値の安定、究極的には、それらを基盤として達成される雇用の安定である。雇用の安定は、全体主義化を食い止めるために、彼にとっての喫緊の

課題であった。

以下では、コモنزが諸価値の形成過程において、どのようにコモン・ロー方式の役割を考察したのかを明らかにする。取引の用語で言い換えれば、ここからの目的は、割当取引の補足性を確認することである。本節で検討される価値は、無形財産が大きく関わる企業価値、商品価格、地代である。それによって、次の2点が明らかになる。第1に、集团的民主主義の役割と、それを制限する要素である。第2に、交渉取引と管理取引によって導かれてゆく価値形成の特定の部分において、割当取引が決定的な役割を果たす点である。

2 無形財産

まず、『制度経済学』10章1節は、企業の資産価値、具体的には、企業の無形財産（無形価値）の算定とそれに対する課税に関する議論である³⁾。コモنزは、最高裁判所の判例を追うことによって、無形財産の算定方法と課税方法がコモン・ロー方式に従って漸進的に形成される過程を明らかにした。無形財産の形成過程においては、裁判所の決定が下されるまでの、習慣的前提にもとづく裁判官の調査、失敗、修正という実験的過程が重要視される。企業の無形財産の算定方法は、裁判所による争いの裁定を通じて漸進的に変化していく。

3 商品価格

7節4項「価格」は商品価格を検討した項である。ここでは、効率性の上昇分、つまり管理取引において生じた生産性上昇分の価値をどのように分配するかという問題が扱われる。その分配を適正にするためのガイドラインとして、割当取引が考察される。コモنزの目的は、生産面においては、周期的な過剰生産を抑制する

2) コモンズは、『制度経済学』10章7節の「政治」において、割当取引を以下のように区分した。それは、助け合い（log-rolling）、協同（coöperation）、集团的交渉、独裁、司法判断（judicial decision）である。そのうち、彼が擁護したのは、集团的交渉である。これらの下位区分からみると、ファシズムと共産主義は独裁と協同が支配的であり、集团的民主主義は集团的交渉が支配的である政治経済システムである。したがって、割当取引の下位区分が一国の中でどのように複合するかという点は、究極的には、資本主義、ファシズム、共産主義という政治経済システムの在り方に大きく関わる。

3) 無形財産に関する議論は、ヴェブレンの評価と批判を通じてなされている（塚本 [2013]）。

ことであり、価格面においては、商品価格の下落を食い止めることであった。なぜなら、商品価格の下落は消費者としての労働者に便益をもたらす一方で、生産者としての労働者には「失業の提供」を迫るからである（Commons [1934a] p. 793）。

コモンズは、労働者が生産者として効率性の上昇分を獲得するという結果に至るための方法を検討してゆく。生産者は、以下の3つの方法で利益を高めることができるという（*ibid.*, p. 797）。第1に、生産物価格の引き上げである。これは、「売り手」としての生産者である。第2に、原材料と労働の対価の引き下げである。これは、「買い手」としての生産者である。第3に、効率性を高めることである。コモンズの表現に従えば、これは、生産者として利益を高めることである。コモンズは、第3の方法を擁護する（*ibid.*, pp. 797-9）。なぜなら、第1、第2の方法は価格の変化を通じて他の者から利益を搾り取ることであり、ひいては、価格の乱高下をもたらすからである。第3の方法、つまり効率性の上昇は、生産率の上昇であり、生産量の増大それ自体ではない。したがって、効率性の上昇は、過剰生産とそれに伴う価格の下落に直接的には結びつかない。生産者としての企業と労働者が第3の方法をとるよう導く「適正な指針」（reasonable guide）が、割当取引である。

指針であるこの割当取引は、コモンズの時代までに、すでに3つのかたちでみられるという。第1に、特許法である⁴⁾。第2に、効率性の源泉となる事業上の秘密を、コモン・ローによって保護することである。第3に、営業権（goodwill）と商標権（trade-marks）をコモン・ローと立法によって保護することである。

これらの割当取引の役割を今日の用語で簡潔に言えば、生産性の上昇に伴ってマーク・アッ

プ率の引き上げを制度的に保障することである。ここで忘れてはならないのは、需要と供給の法則が厳然として機能している点である。需給法則は、取引の制限因子として働いている。この法則は、これらの割当取引によって廃止されるのではなく、活用される（*ibid.*, p. 802）。

商品価格の下落を防ぐ枠組みを考察すると同時に、コモンズは、価格上昇率の最高点を、完全雇用におけるその率であると主張する。「完全雇用は、インフレーションの適正な上限である」（*ibid.*, p. 805）。それを超えた場合、中央銀行による売りオペや公定歩合の引き上げによって物価上昇は制御されなければならない。

このように、この項では、管理取引において生じた利益が交渉取引において適正に分配されるためのガイドラインとして、割当取引が考察された。

4 地代

地代論は、5項「課税の秩序維持権」（police power of taxation）の「(2)立地（sites）、費用、期待」において展開されている。コモンズは、リカードの地代についての考え方を精緻化した。リカードは、土地が「固有かつ不滅」の質をもち、地代はその使用対価であって「不労所得」とであるとみなす。コモンズは、これを土地の「立地価値」（site-value）であるとし、それに加えて、土地には「基礎価値」（foundation-value）があることを主張する。基礎価値とは、構造価値（structural-value）、改良価値（improvement-value）とも言い換えられ、例えば施設の基礎となるよう土地を整備することによって高まる価値である。これは、投入された労働コストにもとづく価値であり、先の立地価値、すなわち、社会的な需要と制限的な供給とのあいだで決定される希少性価値とは異なっている。

ただし、次の「(3)課税の規則（canons）」をみると、コモンズは、立地価値と基礎価値をはっきりと区別することは困難であると指摘してい

4) 生産者の効率性利益は、定められた特許期間を過ぎたあと、買い手の利益へと移行する。

る。立地価値と基礎価値を決定するような「単一の普遍の真理ないしは自然権という教義的な原理などなく、ただ規則 (canon) あるいは推論の方法だけがある」(*ibid.*, p. 822)。したがって、立地価値と基礎価値の「適正な割合」は、コモン・ロー方式にもとづく「推論の方法」によって、その時々において決定されるのである (*ibid.*, p. 826)。具体的には、委員会や裁判所が、争点に関する事実と主張をつぶさにヒアリングしたのちに判断するのである。

この過程を経て決定される立地価値と基礎価値に関して、前者に対しては、後者に対するよりも高い比率の累進課税がなされる。その政策意図は、個々人に、基礎価値の増加を促す誘因を与えることであり、つまりは、割当取引をガイドラインとして個人の行動をコモンウェルスの増大へと結びつけることである⁵⁾。

このように、立地価値と基礎価値の曖昧な境界に暫定的な線を引くのが、コモン・ロー方式である。

5 課税原則

価値形成と評価は、いかに、どれだけ課税するかという問題と表裏一体である。同項「(3)課税原則」および「(4)静態と循環」においては、課税原則総論が展開されている。コモンズが示した課税原則は、支払能力 (ability to pay) に比例し、かつ貢献能力 (ability to serve) に反比例するという原則である。貢献能力とは、効率性の上昇に寄与すること、すなわち、コモンウェルスの増加に寄与することである。この原則を取引の用語で言い換えると、課税原則は、課税という「割当取引」を誘因として、「現在の」「交

渉取引」と「管理取引」を「将来の」コモンウェルスの増加に結びつけることである⁶⁾。このように、課税原則にみられる割当取引の補足性とは、異時点間の、諸取引とコモンウェルスを結びつけることである。

6 集团的民主主義の限定性と重要性

ここまで、諸価値の形成メカニズムの各論をコモン・ロー方式が果たす役割に着目しながら敷衍してきた。その役割は、次の3点にまとめられる。第1に、無形財産の価値の形成メカニズムにおいては、算定方法と課税の仕方を決定することであった。第2に、商品価格については、生産性上昇を生産者の利益に結びつける制度的枠組みを設定することであった。第3に、土地については、立地価値と基礎価値の「適正な割合」を規定することであった。

これを踏まえて、集团的民主主義の役割の限定性と重要性を明らかにする。その役割は、次の2点の中に限定されている。

第1に、労使の集团的交渉のパイが生産性上昇分に限定されている点である。したがって、集团的交渉は、「すでに実現した」生産性上昇分を、「将来の」交渉取引と管理取引の中でいかに分配するかを決定する、「現在の」ワーキング・ルールの設定である。

第2に、個々の企業が生存できること、なら

6) コモンズの課税原則をより詳しく理解するためには、「秩序維持権」(police power) という用語の意味を確認することが有効である。秩序維持権とは、「行動における社会的効用」を意味する。これは「立法と司法の力であり、行政の力、つまり警察ではない」(Commons [1934a] p. 805)。つまり秩序維持権とは、割当によって、個人の行動に誘因を与えて、その行動と効用を「将来の」コモンウェルスの増加に結びつけることである。その一方で、彼のいう「課税権」(taxation power) とは、「過去に蓄積されたものに向けられる」力である (*ibid.*, p. 820)。彼は、課税に、課税権のみならず、秩序維持権の考え方を組み込むことを主張する。

5) 「(4)静態と循環」の p. 839 以降の投機論でも、生産的な投資と投機との違いがコモンウェルスの増加に貢献するか否かという点で判断される。ここでも、両者に対する税の割当を区別することによって、生産的な投資が促進され、投機が抑制されることが企図されている。

びに、ある企業の経営者が他企業におけるベスト・プラクティスを認識するまでの時間である。これら2つの制約条件の中で、職場の安全や雇用保障といった労働者側の動機と経営者側の利潤動機とが止揚される。つまり、お互いの動機が相反しないどころか高めあうことが認識され、実践されてゆくということである。

集团的民主主義の重要性は、次の2点である。第1に、価値形成の特定の部分において、決定的な役割を果たす点である。例えば、土地の価値を最終的に規定するのは、討議の過程を踏んで決定される割当取引であった。第2に、全体主義の防波堤となる点である。コモンズが集团的民主主義によって達成しようと試みたのは、価格や雇用の安定化であった。集团的民主主義は、交渉取引と管理取引を適正に補足する割当取引を設定することによって、政治経済システムを維持するという重要な役割を果たすのである。

Ⅳ コモンズの規範的議論の今日的意義

1 コモンズの適正な価値論の問題点

本節では、ここまでの整理を踏まえて、コモンズの制度経済理論の意義を今日の時点から問い直す。まず、今日の時点からみて色褪せた意義を確認し、また、規範的議論について刷新が必要な点を指摘する。次に、それでもなお、コモンズ以降の経済理論の発展の中で汲みつくされていない、彼の制度経済理論がもつ独自の意義を明らかにする。

コモンズの制度経済理論の意義は、個々の政策にあるのではない。たしかにコモンズの課税政策や産業政策の中には、『制度経済学』が出版された戦間期においては斬新なものが含まれていた。例えば、先に取り上げたような、誘因を与える課税政策や中央銀行のオペレーションが挙げられる。しかし、今日の時点からみると、もはやそれらの政策のほとんどは、先進資本主

義諸国の経済政策において一般的なものとなった。

また、コモンズの規範的議論については、今日までの歴史を顧みるならば、刷新が必要である。ここでいうコモンズの規範的議論とは、集团的民主主義論であり、それを制度的枠組みとして形成される価値についての理論である。刷新が必要な理由は、コモンズの分析対象であった当のアメリカ資本主義から新自由主義という政治経済的实践の教義が生み出されたからである。

デヴィッド・ハーヴェイの理解にもとづくと、「新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的实践の理論である」(Harvey [2005] p. 2, 邦訳10ページ)。さらにハーヴェイは、新自由主義の本質を、市場か政府かという対立軸から論じるのではなく、「埋め込まれた自由主義」と「ケインズ主義的妥協」の進展によって1950年代から70年代初頭にかけて浸食されてきた、資本家階級と政治エリートの権力回復であるとみなした(*ibid.*, 邦訳者あとがき334ページ)。したがって、新自由主義の帰結は、下層階級から上層階級への富の再分配であった(*ibid.*, p. 17, Figure 1. 3, 邦訳30ページ, 図1-3)。

ハーヴェイによれば、階級権力の回復において、4つの要因が決定的に重要であったという(*ibid.*, pp. 90-3, 邦訳130-3ページ)。第1に、金融自由化の加速である。第2に、資本の地理的移動性の増大である。第3に、「ウォールストリート - 財務省 - IMF」複合体が多くの発展途上国に新自由主義路線を採用させたことである。第4に、マネタリズムと新自由主義という「経済的正統理論」のイデオロギー的な影響力が世界的に高まったことである。ロール・パッゾーリは、この第4の点に関して、コモンズの

制度経済理論をこれらの正統派のオルタナティブとして対置させた。本稿では、第1、第2の点に注目する。なぜなら、これらの点に、1970年代以降の新自由主義の拡大の中でコモنزのいう適正な価値に向けた淘汰が有効に機能しなかった理由があると思われるからである。

コモنزは、適正な価値の形成過程において、淘汰の水準に階層性があることを考察した。階層性は、社会の秩序を確立させる力の度合い、つまり、他のコンサーンに対する影響力の度合いによって決定される (cf., 中原 [2013] 10 ページ, 図表2)。

淘汰の階層性において最上位に位置づけられるのは、裁判官である。なぜなら、諸実践と諸理念の最終的な選択にかかる責任を裁判官が引き受けているからである。コモنزが構想する適正な価値の調整体系は、最高裁判所を最後の審級とした、経済的価値、倫理的価値といった多様な価値の調整に関わる淘汰の過程によって成り立っている。

階級権力の回復の手段となった金融自由化の加速、資本の地理的移動性の増大を考慮すると、コモنزが考えた価値の調整体系について、以下の2点について見直しが必要であろう⁷⁾。

第1に、価値の調整体系の地理的範囲である。コモنزが考えた価値の調整体系の地理的範囲は、主に国家であった⁸⁾。戦間期という『制度経済学』の刊行時期に鑑みて、当然のことである。しかし、金融自由化の加速、資本の地理的移動性の増大は、国家という価値の主たる調整範囲から、経済的取引が逸脱したことを意味する。コモنزの「産業の立憲政体」論とは、先に述べたように、経済に政治的コントロールを貫入

する試みであった。その一方で、今日の経済的状况は、経済的活動の政治的コントロールからの逸脱である (高橋 [2013] 13 ページ)。したがって、われわれは、価値の調整単位の地理的範囲を再考しなければならない。

第2に、価値の調整体系における審級である。コモنزは、価値の調整における最後の審級を、最高裁判所とした。しかし、階級権力の回復を目指す新保守主義を糾弾する議論の中で、最高裁判所は批判の対象となっている。例えばネグリ・ハートによると、新保守主義者の目的は、「所有財産と社会的階層秩序に関する価値基準を絶対的に固定」することである (Negri and Hardt [2009] p. 349, 邦訳 下 233-4 ページ)。したがって、新保守主義者は、「価値の安定性の最終的な保証人である中央銀行と最高裁判所=至上の法廷を神と崇めるものである」(ibid.)。それゆえ、今日的な社会改良の議論を構築することにおいて、諸価値の調整体系における審級を最高裁判所とする意味は薄いと思われる。

このように、コモنزの適正な価値論そのものを踏襲するだけでは、社会改良の指針を果たすという、かつて彼の理論がもっていた中核的な意義を際立たせることはできない。コモنزにとって、改良主義の社会的実践と理論の改良とは不可分であった (Rutherford [1990] p. xxxi)。われわれは、コモنزの制度経済理論を踏襲しようとするのではなく、今日の規範的議論の構築に向けて刷新することを目指す。それは、彼の取り組みの核心部分を継承しようと努めることでもある。

2 コモنزの制度経済理論の今日的意義

前節までの整理に関係する点に限定しても、コモنزの制度経済理論は、今なお以下の3点の意義を保持している。

第1に、新しい時代の政治経済像を、緻密な価値論を基礎として描き出した点である。コモ

7) 今日の時点からみるとコモنزの適正な価値論は実践的な有効性を減衰させているという本節の考察において、黒澤悠氏 (大阪市立大学修士課程) から受けた示唆は大きい。

8) もちろんコモنزは、世界的な調整、例えば、通貨の安定を考察していた。

ンズは、価値論を通じて、次の2つを明らかにした。まず、ある価値について、もしくは諸価値間において、自律的な決定が困難である箇所である。次に、その箇所を集团的民主主義によって調整する必要性である。コモンズは、集团的民主主義という規範的議論を、価値論を基礎にして厳密かつ説得的に論じたのである。

第2に、割当取引の補足性を通じて政治と経済の接合を図った点である。コモンズによれば、適正な価値は、3種類の取引の複合性および補足性によって達成される。このうち、本稿のここまでの検討では、割当取引の補足性に着眼してきた。なぜなら、割当取引の補足性は、集团的民主主義に向けた適正な指針の役目を果たしているからである。集团的民主主義とは、繰り返し述べてきたことを言い換えると、集团的交渉の原理にもとづいて、政治的統治と経済的統治を接合させることである（Bazzoli [2000] pp. 169-72）。この接合は、政治的過程を通じて設定される割当取引が経済の交渉取引および管理取引を補足することによって達成される。政治と経済のコントロールを割当取引の補足性によって一貫させようとする彼の試みは、政治的コントロールの中心が未だに主権国家にある一方で企業と金融の活動がもはやその国境に縛られない今日において、検討に値するものである。

第3に、制度的進化の一般のプロセスをコモン・ロー「方式」として定式化したことである。「方式」として注目されているのは、制定法の法的体系^{コモン・ロー}に対置される、慣習法体系のことではない。コモン・ロー方式とは、人間意志が慣習、ワーキング・ルール、制定法、先例を意図的に再検討し、選別することを通じて、諸制度の進化に介入するという方法を一般化したものである。制度的進化とは、諸々のゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの淘汰、制定法の創出と改廃、判例の蓄積である。この人為的淘汰は、変化を伴う循環的な連鎖関係を形成して

いる（Commons [1934a] p. 707）。

それらは、諸個人の選択的实践として始まり、諸個人が顧客と競争者たちによって適合するよう強いられたときに慣習になる。ついで、争いが決定されたときに判例になる。そして、行政的ないし立法的権威によって公式に布告されたときに制定法になる。さらに、制定法は特定の争いにおいて解釈されたときに再び慣習になる。そして、この過程には初めからずっと変化がある。特定の取引および争いに適用されるときに習慣的前提もまたそうである。それらは共に動いている。

これを価値の面からみたとき、コモン・ロー方式とは、諸価値の人為的淘汰の方法でもある。先に述べたように、諸価値の形成過程において自律的な決定が困難な箇所が、この方式によって決定されるのである。したがって、コモン・ロー方式に関するコモンズの議論の意義は次の2点である。まず、諸制度と諸価値の淘汰過程の中で、人間意志が介入することができる範囲を明らかにした点である。次に、個々人の実践やある習慣が集団のワーキング・ルールとして定式化され、または支配的な慣習になってゆく具体的な道筋や連関が示された点である。これは、個々人の実践が制度化されるという可能性を示すものである。

以上のように、コモンズの規範的議論や価値論を踏襲することに意義があるのではない。むしろ、今日においてなおも意義をもつのは、彼の主張を基礎づけるためのエッセンスである。ここまで検討したことをまとめると、それは以下の2点である。第1に、価値論を基礎に、また、諸取引の複合性と補足性という枠組みを用いて、あるべき政治経済システムに向けた指針を示したことである。第2に、そのような価値および制度の進化をメカニズムとして一般化し

たことである。これらのエッセンスを抽出し、今日の社会革新の理論に結びつけて活用することこそ、今日において意義ある取り組みであるといえる。

V コモンズの規範的議論の刷新

1 構成的権力観

以上の意義を踏まえつつ、コモンズの理論を今日の社会経済的状况に見合うよう刷新する際には、ネグリとロルドンの議論を接合することが有効である⁹⁾。とりわけ、価値論にもとづく規範的議論についてはネグリの議論、割当取引の補足性に関してはロルドンの議論が大いに参考になる。

ネグリとロルドンに注目する理由は、コモンズと彼らの議論が次の2点の共通点をもっているからである。第1に、「構成的権力観」にもとづいて理論を構築している点である。第2に、あるべき政治経済システム像を基礎づけるための理論を展開している点である。

第1の点について、ネグリ、ロルドンは、『国家論』などバルーフ・デ・スピノザの著作から「構成的権力」という権力観を引き出し、自身の理論に援用した(Negri [1999]; Lordon [2010])。コモンズの制度経済理論にも、この構成的権力の考え方が通底している(北川 [2013])。

彼らは、一般的には「憲法制定権力」や「憲法改正の権能」と訳される constituent power を「構成的権力」と読み替えることによって、「政体を全社会的に決定していくダイナミズム」を強調する(Negri [1999] 訳者あとがき3ページ)。社会変革の力の絶え間ない発露を表

す「構成」(constitution)は、次の2つを批判する概念でもある。第1に、形式的手続きに陥り規範化された「構成された権力」(constituted power)である。第2に、ジャン＝ジャック・ルソーのいう社会契約、つまり個人の権利を国家に対して全面的に譲渡するという一回きりの契約である。社会契約の最大の問題は、「慎重な選択や意見にたいする配慮に重点をおく『同意』という言葉自体が、意見交換のあらゆるプロセスと、意見の最終的な一致を本質的に排除する『意志』という言葉に置き換えられた」ことである(Arendt [1963] p. 71, 邦訳114ページ)。それによって、個々の市民ごとに宿っているはずの「力能」(potentia)もまた覆い隠され、市民全体があたかも一つの力であるかのようにみなされるのである。

ネグリをはじめとして、ハンナ・アレント、ユルゲン・ハーバマスら構成的権力の議論を展開した各論者の考え方を総合すると、構成とは、個々の市民に潜在する「力能」(potentia)が集合的な実践を通じて国家「権力」(potestas)の編成のされ方に影響を与えることを意味する。

この構成の考え方は、コモンズの制度経済理論の中では、例えばコモン・ロー方式、集团的交渉にみられる。

コモン・ロー方式は、構成的権力の視点からみると、個人の実践がワーキング・ルールに集合的に反映され、その時代に固有の適正な価値へと結実するという可能性と道筋を示す。集团的交渉は、集団間の交渉にもとづいてワーキング・ルールそれ自体を継続的に再設定していく過程である。その過程から、次のような意味合いの「レギュレーション」がもたらされる(Bazzoli [2000] p. 168)。それは、単なる合意内容についての調整ではなく、対立、妥協、秩序という社会の本質的な状態を内包しつつ、合意形成の仕方に関するルール自体をその時々、社会経済の情勢に応じて再措定するという「構成」である。

9) 中原 [2013] は、結論部において、ロルドンとネグリ・ハートが示した着想にコモンズの刷新の鍵があることを示唆した。本稿は、この示唆を推し進め、具体的に各理論の接合を検討する。

したがって、ここまで「産業の立憲政体」という訳語を充ててきた constitutional government in industry は、構成的権力の視点からコモンズの制度経済理論の含意を汲み出すとき、「産業の構成的統治」と訳することができる。産業の構成的統治は、諸個人が経済的コンサーンの活動に関わるワーキング・ルールの、あえて言い換えるならば経済憲法 (economic constitution) の、制定と改廃に討議空間を介して関与するという構成 (constitution) である。

ただし本稿は、集团的交渉が今日においてなお、構成の制度的基盤になっていると主張するつもりはない。重要なのは、コモンズが、ネグリ、ロルドンに先立って構成の考え方を含意する精緻な理論体系を組み上げた点である。

コモンズ、ネグリ、ロルドンの共通点の2点目は、あるべき政治経済システム像を明確に打ち出しつつ、それを基礎づける理論の構築を試みている点である。先に述べたように、コモンズは、集团的民主主義を基礎づけるために、彼以前の経済理論を刷新した。また、ネグリとロルドンは共産主義を構想し、そこに向かう可能性を現状分析の理論の中に繰り込んでいる。集团的民主主義と共産主義はいずれも、それぞれが考える「民主主義」である。当然のことながら、これらの民主主義観のあいだには、あまりに多くの相違点が見つけられるであろう。しかし、本節の焦点は民主主義観の相違点ではなく、彼らの民主主義観が大きくは次のようにまとめられ、それゆえ接合可能であるという点である。つまり、民主主義とは、個々人が集合的な実践を通じて政体を構成してゆくという政治的かつ経済的な営みである (cf., Negri and Hardt [2009] p. 345, 邦訳 下 241-2 ページ)。

このように民主主義観を括ると、ネグリとロルドンは、構成的権力観の系譜において、コモンズの延長上にあるといえる。なぜなら、コモンズの議論の目的や重要概念を今日的に読み替えると、彼らの議論とほぼ重なるからである。

後述する概念を用いて、その根拠となる具体例をあらかじめ示す。ネグリは、マイケル・ハートとの共著『コモンウェルス』の大きな目的として、「『^{コモンウェルス}共』的な富』から成る世界を制度化し、管理運営すること、すなわち集团的な生産と自己統治の能力を重視し、拡大することの必要性を強調したい」と述べた (*ibid.*, p. xiii, 邦訳上 22 ページ)。これは、コモンウェルスを「^{コモン}共』的な富」という今日的な意義をもつ概念に読み替えたときの、「集团的民主主義」論とほぼ同義である。また、ロルドンが目指す「リコミュニケーション」は、集団内で生産し、分配するものを〈共〉と読み替えたときの、「産業の立憲政体」である。この理由から、コモンズの現代的刷新という議論は、ネグリとロルドンへの注目に至るのである。

2 価値論の刷新

先に述べたように、コモンズの制度経済理論の今日的意義は、価値論を通じて、彼が重要視するものの必要性を際立たせるという議論の緻密さとその説得力である。この議論の仕方を踏襲しつつも内容について今日に見合うように刷新するうえで、ネグリの議論が大いに参考になる。

ネグリが焦点を合わせる生産物は、^{コモン}「共」[共有のもの、共同のもの] (the common) である。構成の目的は、労働者による〈共〉の再領有である。〈共〉には、自然資源である「物質的な〈共〉」のほかに、慣習、言語、イメージ、コミュニケーション・ネットワーク、身振り、情動といった「人工的な〈共〉」が含まれる (*ibid.*, p. 250, 邦訳 下 84 ページ)。資本による搾取または捕獲は、コミュニケーションや情動といった、労働者の「生」に関わるものにまで及んでいるという。しかし、この人工的な〈共〉は希少性と結びつかない (*ibid.*, p. 139, 邦訳 上 227 ページ)。〈共〉の豊富性ゆえに、労働者がその再領有を通じて資本の捕獲から「超出」す

る可能性が見出されるのである¹⁰⁾。

特許法や知的所有権、グッド・ウィルをも包含するコモنزの「専有的希少性」(proprietary scarcity)という概念であっても、出会い、コミュニケーション、協働から生み出され、なおかつネットワーク的に共有されるこの今日的な生産物を、完全には射程に収められない。

コモنزは、彼の時代において交渉での留保力に直結した、専有的希少性の所有を重要視した。それゆえ彼は、アダム・スミスらの豊富性にもとづく経済理論を批判した。しかし、ネグリやロルドンがいうように今日的な搾取が労働者の〈共〉の搾取という形態であるならば、専有的希少性のみならず、〈共〉の豊富性という今日的な価値をも射程に入れた価値論が必要になるであろう。コモنزの価値論の刷新は、この理由から要請される。

ただし、豊富性を緻密に練り込んだ価値論は、ネグリによっては未だ展開されていない。しかし、この〈共〉の価値論に至る一歩手前として、彼は、マルクスの『経済学批判要綱』を今日の視点から読み直しながら、構成の原動力を浮き彫りにする精緻な価値論を展開した。構成の原動力とは、労働者と資本の「敵対」(antagonism)である。『マルクスを超えるマルクス』においては、敵対が生産現場からだけでなく、全社会的に生じる可能性が説得的に論じられている。

ネグリは、使用価値と交換価値の関係性にみられる矛盾に注目し、これが敵対の起点であるとみる。『経済学批判要綱』において、交換価値は、使用価値によっては規定されない。それど

ころか、交換価値は、商品の所有者がその商品を使用価値の次元においては関与しないことではじめて実現する。彼は、使用価値という客観的前提が疎外された前提となるという移行を通じて、差異は敵対的关系となると主張する(Negri [1979] pp. 62-3, 邦訳 117 ページ)。

一方で、コモنزが使用価値と交換価値(希少性価値)を検討する理由は、価格の集団的コントロールの必要性を主張するためであったといえよう。彼は、専有的希少性の価値がいかにもたらされるかを、使用価値と交換価値の検討を通じて明確にした(宇仁 [2013] 4 ページ)。コモنزによれば、物質的な使用価値は集団的な労働力からもたらされるが、専有的な希少性は制度からもたらされるという(Commons [1934a] p. 278)。ここから、専有的な希少性の集団的コントロール、つまり割当取引によって交渉取引を補足する必要性が引き出されるのである。他方で、先に述べたように、ネグリは、構成の原動力である敵対的关系を見出すために、交換価値との関係における使用価値の疎外に着眼した。

新自由主義化が進行する今日、労働はますます資本によって支配され、管理されている。しかし、ネグリによれば、それによって敵対は消失するどころか、ますます昂揚するという(Negri [1979] p. 87, 邦訳 160 ページ)。

ひとたび資本が価値増殖と再生産の過程の全体を掌握したとき、その過程は、実際は再び敵対的关系を再生産する過程なのである。再生産は差異を否定せず、敵対的关系を消失させない。反対にそれは両者を昂揚させるのである。この過程が結果的に、敵対的关系を拡大再生産し、歴史的諸力が闘争の中で引き受ける主体という役割を再出現させる。

さらにネグリは、『経済学批判要綱』の流通論

10) ロルドンは、〈共〉の豊富性ゆえに資本が捕獲されない点に超出の可能性をみるのではない。彼によれば、新自由主義の捕獲は、労働者が情動や欲望を自ら進んで資本の利益に振り向けるよう仕向けることである(Lordon [2010])。したがって、彼の議論における構成の目的は、労働者の情動と欲望のベクトルを資本が望む方向から集団的に逸らせることであり、それを通じた〈共〉の再領有である。

を検討しつつ、敵対が生産現場のみならず、全社会的に生じる可能性を理論的に基礎づける。ネグリによれば、流通を通じて交換関係が拡張することによって、交換関係が階級間の集合的かつ社会的な力関係にとって代わられるという。それは、「社会的資本の形成が、社会化された労働者階級の出現と並行して進む」からである (*ibid.*, p. 135, 邦訳 238-9 ページ)。ネグリは続けて次のように述べる。

まず、労働者は、資本が社会的に発展するレベルにおいて、資本によって統一される。しかし、ついで、労働者は、労働者自身によって、物質的形成とアイデンティティにおいて統一される。……ここにあるのは、資本の集合的な力とその拡張に対抗する形態の爆発である。新しい主体が登場したのである。……資本の有機的構成は、労働者階級の政治的構成を包含するのではなく、それを外部の敵対者として指示するのである。……流通の分析を総括することによって、敵対的関係の極限的かつ、十全な展開を提示することができる。

この敵対的関係は、資本制的生産が社会を接収することによって生産と流通の繋がりが不可分となったとき、「爆発が生じるレベルに達する」 (*ibid.*, p. 187, 邦訳 326 ページ)。ネグリはこのように、「敵対のなかの構成」が生じることを、価値論を中心に基礎づけた (宇仁 [1993])。

このように、資本が多国籍化することに伴って全世界的に労働者の交渉力が弱体化している今日において、全社会的な構成の可能性を価値論において際立たせるというネグリの議論は、労働者にとっての希望である。

価値論に注目すると、たしかにコモンズとネグリの議論は異なっている。しかし、ネグリの議論は、コモンズの制度経済理論の中に組み込むことが可能である。なぜなら、強調点は違え

ども、社会的な構造の「レギュレーション」を分析し、方向づけるという大きな目的は両者で一致しているからである。

コモンズは、労使の利害がどこまでいっても対立しながらも、討議の過程の中でそれらの利害が一時的に調停され、その一時的な協調がコモンウェルスの増加に貢献する可能性を模索した。その一方で、ネグリの価値論が強調するのは、あくまで敵対である。社会構造のレギュレーションが「対立、相互依存、秩序」というコモンズの挙げた3つの本質的な状態の複合であるとするならば、コモンズは、対立を契機として相互依存と秩序が生成されてゆく動態に重きを置いた (Commons [1934a] pp. 57-8)。ネグリは、相互依存と秩序が諸価値の中に、また社会の表層に見出されることを認めながらも、そこに伏流する対立を強調し続ける。敵対のなかの構成に焦点を当て続けるネグリの価値論は、社会構造のレギュレーションを生成流転させる原動力を際立たせる議論である。この意味で、ネグリの議論は、均衡の批判的概念として登場した「レギュレーション」概念の本質的要素を浮き彫りにするものである¹¹⁾。

ただし、構成を推進しようと思案するとき、ネグリの議論の中で積極性を欠く点がある。それは、構成を支える制度的基盤の創出である。なぜなら、ネグリは「構成された権力」、つまり国家権力による制度創出を頑なに拒むからである。その一方で、制度的基盤の具体案を提示したのが、ロルドンである。

3 構成を支える割当取引

コモンズの今日的意義の2つ目は、先述したように、望ましい政治経済に向かうために、割当取引がいかに他の取引を補足するべきかを論

11) レギュレーション理論に対するネグリの批判から、彼がレギュレーションの原動力として対立を重視していることがわかる (Negri [1994] pp. 365-6)。

じた点である。割当取引による補足とは、構成的権力の観点から言い換えれば、構成の制度的基盤である。コモنزの制度経済理論のうち、割当取引の補足性を刷新することについては、ロルドンの著書『余計な危機』の議論が参考になる（London [2009]）。ロルドンは、「リコミューン」（la récommune）に向けた構成の「外的諸条件」を整えるために、具体的に、「株式差益の認可と制限」（Shareholder Limited Authorized Margin, 以下 SLAM）および地域際化（inter-regionalization）という割当取引を提示した。

リコミューンとは、企業の次の面を際立たせる用語である（London [2010] pp. 165-71, 邦訳 201-8 ページ）。ある企て（企業）を実行する者たちが「平等主義的な政治、つまり協力の共有を通じて決定へ平等に参加することを追求する」面である。このとき、ある企画者を構想する者は、資本家というよりも、企業家の性格が強い。リコミューンとはすなわち、企業家と構成員が「共存と協力のあらゆる企て」の実行という次元においてワーキング・ルールの決定に加わることの平等性を目指すというゴーイング・コンサーンの形態である。したがってこれは、コモنزのいう労働独裁、つまり経営者を排除したコンサーンではない（本稿 注3を参照）。リコミューンは、「株主の論理」ではなく「産業の論理」を色濃く残す企業家としての経営者と、労働者として構成される合議体である。この合議の中で決定されるワーキング・ルールにもとづいて、望ましい管理取引がなされる。ただし、リコミューンは金融と競争といった交渉取引が関わる領域に対して脆弱であるため、以下の2つの割当取引によって、リコミューンの存続に不可欠な外的環境を整える必要があるという（London [2009]）。

まず、SLAM とは、株式から得られる報酬に上限を課すという課税政策である（中原 [2012] 12 ページ）。

SLAM は、株主の収益性水準の最大値を固定することからなっており、その水準を超えた場合には、残りすべてのマージンが没収される……ような、収益率を設定することに基づいている。その対象となる株主報酬には、ストック・オプションを含む、株式譲渡のさいに実現される値上がり分や株主に対して支払われる配当金も含まれる。重要なのは、SLAM が、マージンに対して一定の比率で課税する制度などではなく、いかに多くのマージンを得ようとも、そこから得られるマージンは常に一定の水準で固定されるという点にある¹²⁾。

ただし、その目的は歳入の増加ではなく、株主による企業への圧力を緩和することである（London [2009] pp. 204-5）。

SLAM は株主金融の諸構造を転換するという提案である。その主たる目的は、企業に重くのしかかっている、収益性についての制約を修正することであり、また企業が、労働者たちにツケを回しつつ、つまり労働者の解雇や他の生産的努力の果てしない強化を通じて、賃金コストを無理やり切り詰めつつ、それに適応しているという状況を修正することにある。

SLAM 導入の可能性を高めるうえで、ネグリの議論と同様に「敵対」が重要な意味をもつ。ただし、ここでの敵対とは、産業資本と金融資本という、資本内部の対立である。「収益性のための収益性という『株主の論理』が」、「モノを発展、増大させ、製品を作り上げるという『産業の論理』と敵対していることは、多数の投資

12) 本稿では SLAM の概要のみを扱う。SLAM の詳細は、中原（[2012] 11-3 ページ）において丹念にまとめられている。

を行うことを禁じられているにもかかわらず要求される算出ノルムがきわめて高くなったときにまさしく、明らかになるであろう。つまり、産業資本は、かつてはそのハードルを自ら設定していたのであるが今や『さらに高いハードル』を課されることとなったのである」(ibid., pp. 206-7)。SLAMはこのハードルを除去する役目を果たす。したがって、SLAMの導入は非常に困難であることは間違いないものの、その望みをつなぐのは、産業資本の支援という淡い可能性である。

淡い可能性といっても、ロルドンは、思考実験としてSLAMを検討したのではない。彼は、実現可能性を考慮しつつSLAMを提示した。彼は、反論への回答を用意している(ibid., pp. 208-13)。SLAMはさし当たり一国内の政策として行われるため、企業の逃避戦略の可能性に直面するであろう。ロルドンは、この問題を取り越えるために、課税ベースの検討などを詳細に行った。

このような彼の議論を読み解くときに、われわれは、フランスの政治風土を念頭に置く必要がある。鮮烈な例として、2012年10月12日にフランス国民議会において、高額所得者への最高税率75%課税を2年間の時限措置として盛り込んだ税制改正法案を可決したことが挙げられる。この法案がその後フランス憲法会議において違憲であるとみなされたことを考慮に入れても、ロルドンの議論が日本からすれば驚くべき法案が実現されうるというフランスの政治風土の中で行われたことを踏まえる必要がある。

ロルドンが提示した構成の制度的基盤の2つ目は、経済取引の地域際化である。地域際化とは、政治・経済的共同体の構築である。コモンズの用語を用いれば、政治・経済的なコントロール権をもつゴーイング・コンサーンを構築することである。世界市場は、あくまでコンサーン同士が「地域横断的な経済的関係を結ぶ」ことによって形成される(ibid., pp. 249-54)。ロル

ドンは、一般的には保護主義とみなされるこの政策を提案するにあたり、「自由でゆがめられていない競争」を狂信することこそが保護主義である、という転回を行っている(ibid., pp. 219-24)。

この転回にもとづいて、ロルドンは、地域際化によって政治と経済の一貫性を取り戻すことを提案する。地域共同体の中で、つまり政治的コントロールが可能な範囲で、それに包含される諸集団の経済取引は深まり、ひいては自力での成長圏を構成する。

ロルドンの地域際化という試みは、政治と経済が一貫性を保つことができる領域を国境とは異なる区切りで再設定することによって、逸脱した経済的取引を再び政治的コントロールの掌中に収めようと企図するものである。そのうえで、表面的には経済的取引の、深層においては適正な価値の調整合系の、基盤となる制度の再構築が試みられる(中原[2012] 10-1 ページ)。したがって、地域際化は、「産業の立憲政体/産業の構成的統治」という、政治と経済を接合する制度化されたコントロールを今日の状況において復活させるための第一歩である。

ここまで、コモンズの価値論および割当取引の議論を今日的に刷新するために、ネグリとロルドンに注目してきた。ところで、ネグリとロルドンの議論の側からみると、それらにとって、コモンズの制度経済理論に埋め込まれる利点はあるのだろうか。コモンズが一般化した制度的進化の方法、つまりコモン・ロー方式が次の2点について、具体性を与える。

第1に、集団のルールが制定、改廃される仕方である。ロルドンは、リコミューンの根幹をなす原理を提示した(Lordon [2009] p. 286)。「リコミューンの構成員は自分たちで自らの『憲法』(constitution)を決定する。最大の民主主義的努力、すなわち経済的関係の領域における民主主義的理念をできる限り広げる計画は、最も明快な表明によって、リコミューンの

中で、当事者が自分たちの議会において決定することを認める」。具体的には、賃金水準のみならず、労働時間、作業スピード、雇用水準、指揮調整機能の担当者が決定される。このリコミューンの原理は、コモンズの用語で言い換えると、ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールがその構成員の討議によって決定されるということである。この仕方を具体的に定式化したのがコモン・ロー方式である。この方式は、個々人の実践と集団のワーキング・ルールとが、調査、討議、交渉や調停者の裁定を通じて循環的な相互関係を形成していることを示す。したがってこれは、ロルドンの議論に対しても、リコミューンの構成員と「憲法」とがどのように相互的、循環的に進化していくかについての公式を与えるものであるといえる。

第2に、諸個人の紐帯となっている習慣が拡大する仕方である。ネグリは、ヒエラルキーを伴わずに個々人を組織化する習慣の有無が、彼らの構成が持続するか否かを決定づけると主張する (Negri and Hardt [2009] pp. 356-7, 邦訳下 244-5 ページ)。

たとえばジャン・ジュネは、ヨルダンのパレスチナ難民や解放戦士たち、あるいはアメリカのブラック・パンサー党の党員たちを訪ねる旅で、それらのグループが身に着けた「スタイル」の虜になったと述懐しているが、この「スタイル」とはまさに彼(女)らが発明した新しい生の形態—彼(女)らに共通する慣行や振る舞いの数々、そして独自の身振りや情動の集合—を意味する¹³⁾。

構成の萌芽を示しながらも、ネグリやロルドンは、そのような特定の集団に限定された習慣が全社会的な慣習として強固なものになってゆく道筋を明らかにしていない。コモン・ロー方式は、制度的進化の公式として、個々の実践や

習慣が全社会的に拡大していく道筋を示すのである。

もちろん、制度的進化の過程は人為的淘汰の過程ゆえ、ネグリやロルドンが擁護するような実践や習慣が生き残るとは限らない。とはいえ、コモンズが提示するコモン・ロー方式は、制度的進化という、実践、ワーキング・ルール、慣習などの循環的な連鎖関係において、個々人の意思が集散的に介在し、影響を与える余地を示すのである。

VI 結論

コモンズの規範的議論に関して、本稿において確認した点は以下の通りである。まず、集団的民主主義が諸価値の形成過程の中で果たす役割の制限と重要性である。集団的民主主義は、生産性上昇分とゴーイング・コンサーンの存続という制限の範囲内でなされる交渉過程であった。その重要性は、価値形成の特定の箇所において決定的な役割を果たす点であった。次に、コモンズの規範的議論の今日的意義である。その意義は、以下の2点であった。第1に、価値論を基礎に、また割当取引による補足性を基盤に、あるべき政治経済システムに向けた指針を示した点である。第2に、価値および制度の進化を一般化した点である。

これらの意義を今日に生かすために、本稿では、ネグリとロルドンを援用してコモンズの制度経済理論の現代的刷新を試みた。価値論についての刷新は、労働者が資本の捕獲から超出す

13) このような例が挙げられているとはいっても、〈共〉の萌芽に関する事例は未だ雑駁である。ネグリらのいう共産主義とは、「未来の」政治経済システムである一方、それに向けた営み、つまり未来の先取りとなる「過剰な」現在そのものでもある。それゆえ、構成の議論に関する今後の課題は、労働者が〈共〉を再領有し始めた事例を緻密に取り上げることによって、説得力をもたせてゆくことであろう。

ることに向けて、敵対のなかの構成を際立たせることであった。割当取引の刷新は、経済を政治的コントロールの中に位置づけるというコモンズの「産業の立憲政体／構成的統治」論の核心部分を、株式マージンの制限と地域共同体の構想という割当取引を前面に出すことによって、グローバルな政治経済状況の中で復活させることであった。ネグリとロルドンの着想は、コモン・ロー方式という制度的進化の定式の中で、社会的に拡大してゆく具体的な道筋と可能性が与えられるのである。

参考文献

- Arendt, H. [1963] *On Revolution*, New York, Viking Penguin. (志水速雄訳『革命について』筑摩書房, 1995年)。
- Bazzoli, L. [2000] *L'economie politique de John R. Commons: Essai sur l'institutionnalisme en sciences sociales*, Paris, L'Harmattan.
- Commons, J. R. [1934a] *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York, Macmillan, reprinted in 1990 by Transaction Publishers, New Brunswick.
- [1934b] *Myself*, New York, Macmillan.
- [1935] “Communism and Collective Democracy,” *The American Economic Review*, Vol. 25, No. 2, pp. 212-223.
- [1950] *Economics of Collective Action*, New York, Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂, 1958年)。
- Dugger, W. M. [1996] “Sovereignty in Transaction Cost Economics: J. R. Commons and O. E. Williamson,” *Journal of Economic Issues*, Vol. 30, No. 2, pp. 427-32.
- Harvey, D. [2005] *A Brief History of Neoliberalism*, New York, Oxford University Press. (渡辺治監訳『新自由主義 その歴史的展開と現在』作品社, 2007年)。
- Lordon, F. [2009] *La Crise de Trop — Reconstruction d'un Monde Faille*, Paris, Fayard.
- [2010] *Capitalisme, Désir et Servitude: Marx et Spinoza*, Paris, La Fabrique Editions. (杉村昌昭訳『なぜ私たちは、喜んで“資本主義の奴隷”になるのか? 新自由主義社会における欲望と隷属』作品社, 2012年)。
- Negri, A. [1979] *Marx oltre Marx: Quaderno di lavoro sui Grundrisse*, Milano, Feltrinelli Editore. (清水和巳ほか訳『マルクスを超えるマルクスー「経済学批判綱領」研究』作品社, 2003年)。
- Negri, T. [1994] “L'École de la Régulation Face à de Nouveaux Problèmes,” *École de la Régulation et Critique de la raison Économique*, Paris, L'Harmattan, pp. 363-72.
- Negri, A. [1999] *Insurgencies: Constituent Power and the Modern State*, Minneapolis, University of Minnesota Press (translated to English by M. Boscagli). (杉村昌昭・斉藤悦則訳『構成的権力ー近代のオルタナティブ』松籟社, 1999年)。
- Negri, A. and M. Hardt [2009] *Commonwealth*, Cambridge, Belknap Press of Harvard University Press. (水嶋一憲監訳『コモンウェルス』上・下, NHK ブックス, 2012年)。
- Rutherford [1990] “Introduction to the Transaction Edition,” in Commons, J. R. [1934a], *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Macmillan, reprinted by Transaction Publishers in 1990.
- 宇仁宏幸 [1993] 「ネグリの『構成』概念について」『季報唯物論研究』46-47 合併号, 74-8 ページ。
- [2013] 「コモンズの取引概念の形成ー交渉取引と管理取引との複合性を中心に」『進化経済学会論集』第17集。
- 北川亘太 [2013] 「ジョン R. コモンズの主権論概念についてー構成的権力の観点からー」『コモンズを読む会』報告草稿, 1月。
- 高橋真悟 [2013] 「法の進化と経済活動ーコモンズの制度分析を中心にー」『進化経済学会論集』第17集。
- 塚本隆夫 [2013] 「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論ーその無形資産と『のれん』を中心にー」『進化経済学会論集』第17集。
- 中原隆幸 [2012] 「金融危機へのレギュレーション的接近ー制度構造変容下での経済政策の可能性ー」経済理論学会報告論文, 愛媛大学, 10月。
- [2013] 「レギュレーション理論とコンヴァンション理論ーJ. R. コモンズ『制度経済学』を介した異端派経済学諸派の邂逅ー」『進化経済学会論集』第17集。